新潟県

# 新潟県報

発行　新潟県
第 96 号
令和３年12月10日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

**告　　示**
1332　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
1333　農業振興地域整備基本方針の変更（地域農政推進課）
1334　土地改良区役員の退任届（農地計画課）
1335　土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
1336　土地改良区役員の就任届（農地計画課）
1337　換地処分（農地整備課）
1338　換地計画の縦覧（農地整備課）
1339　道路の区域変更（道路管理課）
1340　道路の供用開始（道路管理課）
1341　道路の区域変更（道路管理課）
1342　道路の供用開始（道路管理課）
1343　道路の区域変更（道路管理課）
1344　道路の供用開始（道路管理課）
**公　　告**
予算の公表（財政課）
特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
**選挙管理委員会告示**
93　直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）
**雑　　報**
一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

## 告　　示

**◎新潟県告示第1332号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和３年12月10日

新潟県知事　花　角　英　世

| 氏　　名 | 名　　称 | 所　在　地 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| 平井　千尋（あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう） | あいとはな鍼灸マッサージ治療院 | 妙高市小出雲２－５－１ | 令和３年11月１日 |

**◎新潟県告示第1333号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により、新潟県農業振興地域整備基本方針（昭和45年３月新潟県告示第376号）を令和３年11月29日に変更したので、同条第

３項において準用する法第４条第７項の規定により概要を公表する。

なお、同基本方針は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び地域振興局において縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県農業振興地域整備基本方針の概要

目次

第１　確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
１　確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方
２　農用地等の確保のための施策の推進
３　農業上の土地利用の基本的方向
第２　農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
第３　農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
１　農業生産基盤の整備及び開発の方向
２　農業地帯別の整備構想
第４　農用地等の保全に関する事項
１　農用地等の保全の方向
２　農用地等の保全のための事業
３　農用地等の保全のための活動
第５　農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
１　農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する方向
２　農業地帯別の構想
第６　農業の近代化のための施設の整備に関する事項
１　農業地帯別及び重点作物別の構想
２　広域整備の構想
第７　農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項
１　農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向
２　農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備
３　農業を担うべき者の確保及び育成のための活動
第８　農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標
２　農村地域における就業機会の確保のための構想
第９　農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
１　生活環境施設の整備の必要性
２　生活環境施設の整備の構想

---

**◎新潟県告示第1334号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和３年12月10日

新潟県村上地域振興局長

１　退　任

理　事　村上市佐々木496番１　　磯部　浩和

退任年月日　令和３年８月９日

---

**◎新潟県告示第1335号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和３年12月10日

新潟県新発田地域振興局長

| 事業主体の所在・名称 | 地区名 | 事業名 | 新規変更の別 | 認可（同意）年月日 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| 阿賀野市<br>阿賀野川土地改良区 | 阿賀野川土地改良区 | 維持管理事業 | 変更 | 令和３年12月２日 | 第48条 |

**◎新潟県告示第1336号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和３年12月10日

新潟県新潟地域振興局長

１　就　任

理　事　五泉市別所1093番地　　村川　安則

就任年月日　令和３年11月29日

**◎新潟県告示第1337号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、佐渡市を地域とする県営区画整理・農用地保全施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備「一般型」)事業相川南部地区に係る換地処分をした。

令和３年12月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

**◎新潟県告示第1338号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和３年12月13日から令和４年１月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

| 事業主体名 | 地区名（換地区名） | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 |
|---|---|---|---|
| 新潟県 | 五日市･内方（五日市･内方） | 換地計画書の写し | 柏崎市役所 |

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

**◎新潟県告示第1339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　胎内二王子公園羽黒線
３　道路の区域

| 区　　間 | 新旧の別 | 敷　地　の　幅　員 | 延　　長 |
|---|---|---|---|
| 胎内市下荒沢字胎内山国有林30林班ろ２小班から | 新 | 10.4～22.0メートル | 64.4メートル |
| 同市下荒沢字胎内山国有林30林班ろ１小班まで | 旧 | 10.4～22.0メートル | 64.4メートル |

**◎新潟県告示第1340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　県道　　胎内二王子公園羽黒線
２　供用開始の区間
胎内市下荒沢字胎内山国有林30林班ろ２小班から同市下荒沢字胎内山国有林30林班ろ１小班まで
３　供用開始の期日　　令和３年12月10日

**◎新潟県告示第1341号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　352号
３　道路の区域

| 区　　間 | 新旧の別 | 敷　地　の　幅　員 | 延　　長 |
|---|---|---|---|
| 魚沼市宇津野字北ノ又澤852番19から | 新 | 5.0～38.6メートル | 247.8メートル |
| 同市宇津野字北ノ又澤852番19まで | 旧 | 5.0～21.5メートル | 272.3メートル |

**◎新潟県告示第1342号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　一般国道　352号
２　供用開始の区間
魚沼市宇津野字北ノ又澤852番19から同市宇津野字北ノ又澤852番19まで
３　供用開始の期日　　令和３年12月10日

**◎新潟県告示第1343号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　原田川線

３　道路の区域

| 区　　間 | 新旧の別 | 敷　地　の　幅　員 | 延　　長 |
|---|---|---|---|
| 魚沼市原字向島872番６から<br>同市原字長屋居平1849番１まで | 新 | 5.8～11.8メートル | 624.6メートル |
| | 旧 | 3.6～9.2メートル | 627.3メートル |

**◎新潟県告示第1344号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月10日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　原田川線

２　供用開始の区間

魚沼市原字向島872番６から同市原字長屋居平1849番１まで

３　供用開始の期日　令和３年12月10日

## 公　告

**予算の公表について（公告）**

令和３年11月29日新潟県議会において議決された令和３年度新潟県一般会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和３年12月10日

新潟県知事　花　角　英　世

# 令　和　３　年　度　新　潟　県　一　般　会　計　補　正　予　算

令和３年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ595,833千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,455,462,549千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第９款　国庫支出金 | | 199,810,354 | △ 74,106 | 199,736,248 |
| | 第１項　国庫負担金 | 28,289,850 | △ 74,106 | 28,215,744 |
| 第12款　繰入金 | | 18,324,976 | △ 521,727 | 17,803,249 |
| | 第２項　基金繰入金 | 14,582,897 | △ 521,727 | 14,061,170 |
| **歳入合計** | | **1,456,058,382** | △ **595,833** | **1,455,462,549** |

２　歳　　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第１款　議会費 | | 1,335,603 | △ 3,567 | 1,332,036 |
| | 第１項　議会費 | 1,335,603 | △ 3,567 | 1,332,036 |
| 第２款　総務費 | | 30,342,229 | △ 21,971 | 30,320,258 |
| | 第１項　政策費 | 8,376,808 | △ 7,343 | 8,369,465 |
| | 第２項　総務管理費 | 11,322,360 | △ 6,216 | 11,316,144 |
| | 第３項　統計調査費 | 575,530 | △ 851 | 574,679 |
| | 第４項　徴税費 | 7,171,176 | △ 5,782 | 7,165,394 |
| | 第５項　市町村振興費 | 1,053,324 | △ 515 | 1,052,809 |
| | 第６項　選挙費 | 1,451,595 | △ 108 | 1,451,487 |
| | 第７項　人事委員会費 | 143,795 | △ 412 | 143,383 |
| | 第８項　監査委員費 | 247,641 | △ 744 | 246,897 |
| 第３款　県民生活・環境費 | | 8,257,572 | △ 6,048 | 8,251,524 |
| | 第１項　県民生活管理費 | 3,922,175 | △ 2,198 | 3,919,977 |
| | 第２項　防災費 | 2,640,426 | △ 2,243 | 2,638,183 |
| | 第３項　環境企画費 | 576,433 | △ 834 | 575,599 |
| | 第４項　環境対策費 | 330,988 | △ 366 | 330,622 |
| | 第５項　廃棄物対策費 | 787,550 | △ 407 | 787,143 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第4款　福祉保健費 | | 203,649,728 | △ 25,120 | 203,624,608 |
| | 第1項　福祉保健費 | 23,429,689 | △ 13,394 | 23,416,295 |
| | 第2項　国保・福祉指導費 | 43,645,508 | △ 544 | 43,644,964 |
| | 第3項　地域医療政策費 | 9,320,268 | △ 621 | 9,319,647 |
| | 第4項　医師・看護職員確保対策費 | 1,838,157 | △ 362 | 1,837,795 |
| | 第5項　高齢福祉保健費 | 41,543,807 | △ 534 | 41,543,273 |
| | 第6項　健康対策費 | 5,215,738 | △ 566 | 5,215,172 |
| | 第7項　生活衛生費 | 4,394,955 | △ 1,342 | 4,393,613 |
| | 第8項　障害福祉費 | 21,689,158 | △ 6,044 | 21,683,114 |
| | 第9項　子ども家庭費 | 22,943,866 | △ 950 | 22,942,916 |
| | 第10項　感染症対策費 | 29,628,582 | △ 763 | 29,627,819 |
| 第5款　労働費 | | 2,839,397 | △ 2,224 | 2,837,173 |
| | 第1項　労働委員会費 | 125,745 | △ 326 | 125,419 |
| | 第2項　しごと定住促進費 | 651,771 | △ 440 | 651,331 |
| | 第3項　職業能力開発費 | 2,061,881 | △ 1,458 | 2,060,423 |
| 第6款　産業費 | | 336,272,973 | △ 5,521 | 336,267,452 |
| | 第1項　産業政策費 | 13,914,090 | △ 1,089 | 13,913,001 |
| | 第2項　地域産業振興費 | 296,614,252 | △ 372 | 296,613,880 |
| | 第3項　創業・イノベーション推進費 | 2,563,206 | △ 2,918 | 2,560,288 |
| | 第4項　産業立地費 | 12,358,220 | △ 302 | 12,357,918 |
| | 第5項　観光費 | 10,823,205 | △ 840 | 10,822,365 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第７款　農林水産業費 | | 66,848,173 | △ 35,753 | 66,812,420 |
| | 第１項　農業総務費 | 3,364,596 | △ 7,185 | 3,357,411 |
| | 第２項　地域農政推進費 | 7,154,903 | △ 503 | 7,154,400 |
| | 第３項　農産園芸費 | 1,700,745 | △ 965 | 1,699,780 |
| | 第４項　経営普及費 | 3,541,741 | △ 7,094 | 3,534,647 |
| | 第５項　食品・流通費 | 514,928 | △ 519 | 514,409 |
| | 第６項　畜産業費 | 1,052,814 | △ 1,807 | 1,051,007 |
| | 第７項　水産業費 | 2,711,492 | △ 2,365 | 2,709,127 |
| | 第８項　林業費 | 12,341,674 | △ 5,519 | 12,336,155 |
| | 第９項　農地管理費 | 5,575,923 | △ 914 | 5,575,009 |
| | 第10項　農地基盤整備費 | 27,726,500 | △ 8,409 | 27,718,091 |
| | 第11項　農地計画費 | 1,162,857 | △ 473 | 1,162,384 |
| 第８款　土木費 | | 135,483,258 | △ 30,289 | 135,452,969 |
| | 第１項　土木管理費 | 11,132,593 | △ 23,737 | 11,108,856 |
| | 第３項　河川海岸費 | 21,775,322 | △ 1,391 | 21,773,931 |
| | 第６項　建築費 | 10,635,783 | △ 1,996 | 10,633,787 |
| | 第７項　交通政策費 | 2,730,240 | △ 3,165 | 2,727,075 |
| 第９款　警察費 | | 50,207,448 | △ 98,137 | 50,109,311 |
| | 第１項　警察管理費 | 46,200,867 | △ 98,137 | 46,102,730 |
| 第10款　教育費 | | 170,898,381 | △ 366,358 | 170,532,023 |
| | 第１項　教育総務費 | 8,439,970 | △ 9,325 | 8,430,645 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第2項 小中学校費 | 83,412,622 | △ 222,391 | 83,190,231 |
| | 第3項 高等学校費 | 45,045,139 | △ 92,630 | 44,952,509 |
| | 第4項 特別支援学校費 | 17,848,036 | △ 41,683 | 17,806,353 |
| | 第9項 私学教育振興費 | 11,544,888 | △ 329 | 11,544,559 |
| 第11款 災害復旧費 | | 7,946,501 | △ 845 | 7,945,656 |
| | 第1項 農林水産施設災害復旧費 | 3,158,701 | △ 652 | 3,158,049 |
| | 第2項 土木施設災害復旧費 | 4,783,099 | △ 193 | 4,782,906 |
| **歳出合計** | | **1,456,058,382** | △ **595,833** | **1,455,462,549** |

# 令和３年度新潟県電気事業会計補正予算

（総　則）

第１条　令和３年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第１款　電気事業費用 | 6,363,373 | △　2,500 | 6,360,873 |
| 第１項　営業費用 | 5,633,069 | △　2,473 | 5,630,596 |
| 第３項　事業外費用 | 497,686 | △　27 | 497,659 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

| 経　　費 | 元金額 | 変更金額 |
|---|---|---|
| | 千円 | 千円 |
| 職員給与費 | 1,016,659 | 1,014,159 |

第143号議案

# 令和3年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

（総　則）

第1条　令和3年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条　収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款　工業用水道事業費用 | 2,792,014 | △　930 | 2,791,084 |
| 第1項　営業費用 | 2,615,407 | △　930 | 2,614,477 |

（資本的支出）

第3条　資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額341,258千円は、次のとおり補てんするものとする。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款　資本的支出 | 341,312 | △　24 | 341,288 |
| 第1項　建設改良費 | 192,933 | △　24 | 192,909 |

| 区分 | 支出予定額 | 充当財源収入予定額 | 差引不足額 | 補てん財源 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 建設改良積立金 | 過年度損益勘定留保資金 | 消費税資本的収支調整額 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第１項　建設改良費 | 192,909 | 30 | 192,879 | 139,481 | 37,292 | 16,106 |
| 第２項　企業債償還金 | 148,379 | | 148,379 | | 148,379 | |
| 計 | 341,288 | 30 | 341,258 | 139,481 | 185,671 | 16,106 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

| 経費 | 元金額 | 変更金額 |
|---|---|---|
| | 千円 | 千円 |
| 職員給与費 | 399,868 | 398,914 |

第144号議案

# 令和3年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

（総　則）

第1条　令和3年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条　収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款　工業用地造成事業費用 | 969,785 | △　168 | 969,617 |
| 第1項　営　業　費　用 | 961,970 | △　168 | 961,802 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

| 経　　費 | 元　金　額 | 変　更　金　額 |
|---|---|---|
| | 千円 | 千円 |
| 職　員　給　与　費 | 61,682 | 61,514 |

# 令和３年度新潟県病院事業会計補正予算

（総　則）

第１条　令和３年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第１款　病院事業費用 | 76,151,232 | △　75,590 | 76,075,642 |
| 第１項　医業費用 | 74,440,990 | △　74,871 | 74,366,119 |
| 第２項　医業外費用 | 1,710,042 | △　719 | 1,709,323 |

（資本的支出）

第３条　資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,677,196千円は、過年度分損益勘定留保資金1,677,196千円で補てんするものとする。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第１款　資本的支出 | 11,414,801 | △　166 | 11,414,635 |
| 第１項　建設改良費 | 6,574,158 | △　166 | 6,573,992 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

| 経費 | 元金額 | 変更金額 |
|---|---|---|
| 職員給与費 | 千円<br>37,812,913 | 千円<br>37,737,157 |

# 令和３年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

（総　則）

第１条　令和３年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第１款　流域下水道事業費用 | 11,152,717 | △　224 | 11,152,493 |
| 第１項　営業費用 | 10,167,276 | △　224 | 10,167,052 |

（資本的支出）

第３条　資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,164,737千円は、当年度分損益勘定留保資金1,286,187千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額454千円及び当年度利益剰余金処分額878,096千円で補てんする。

支　　出

| 科　　目 | 補正前の予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第１款　資本的支出 | 7,883,281 | △　886 | 7,882,395 |
| 第１項　建設改良費 | 4,643,158 | △　886 | 4,642,272 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

| 経費 | 元金額 | 変更金額 |
|---|---|---|
| 職員給与費 | 千円<br>311,952 | 千円<br>310,842 |

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和３年12月10日

新潟県知事　花　角　英　世

１　落札件名及び数量

(1) ワイヤ放電加工機（上越総合技術高等学校用）　１台

(2) ワイヤ放電加工機（新津工業高等学校用）　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　落札決定日

令和３年11月18日

４　落札者の氏名及び住所

上記１(1)及び(2)について

昭栄産業株式会社

新潟県新潟市中央区鐙西２丁目29番12号

５　落札価格

(1) 上記１(1)について

11,968,000円

(2) 上記１(2)について

18,425,000円

６　契約決定方式

一般競争入札

７　落札方式

最低価格

８　入札公告日

令和３年10月８日

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、遠隔臨場用機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和３年12月10日

新潟県知事　花　角　英　世

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア　遠隔臨場用ノートパソコン　44台

イ　遠隔臨場用ウェアラブルカメラ（スマートグラス）　46台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和４年３月25日（金）

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、上記(1)ア及びイの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、上記(1)ア及びイの件名ごとに、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

３　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　950－8570

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号　025－280－5490

Ｅメール　ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和４年１月21日（金）　午後５時

(5) 開札の日時及び場所

令和４年１月24日（月）　午後２時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

４　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和４年１月４日（火）午後５時までに、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和４年１月14日（金）午後５時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10)　契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年６月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11)　その他

詳細は入札説明書による。

５　Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

1.　Laptop (computer) to inspect the progress management and construction status at the construction site　[44] units

2.　Wearable camera to inspect the progress management and construction status at the construction site　[46]　units

(2) Deadline for bid participant applications:

５:00P.M. (Fri.) January 14, 2022

(3) Date of bid opening:

２:30P.M. (Mon.) January 24, 2022

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950－8570
TEL: 025－280－5490
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 選挙管理委員会告示

**◎新潟県選挙管理委員会告示第93号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和３年12月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長　　天井　貞

１　選挙権を有する者の総数の50分の１の数

37,521

２　選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

334,503

３　県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の３分の１の数

| | |
|---|---|
| 新潟市北区 | 20,591 |
| 新潟市東区 | 38,261 |
| 新潟市中央区 | 49,608 |
| 新潟市江南区 | 19,104 |
| 新潟市秋葉区 | 21,532 |
| 新潟市南区 | 12,460 |

| | |
|---|---|
| 新潟市西区 | 43,894 |
| 新潟市西蒲区 | 15,948 |
| 長岡市三島郡 | 76,018 |
| 上越市 | 53,014 |
| 三条市 | 27,063 |
| 柏崎市刈羽郡 | 24,394 |
| 新発田市北蒲原郡 | 30,921 |
| 小千谷市 | 9,777 |
| 加茂市南蒲原郡 | 10,877 |
| 十日町市中魚沼郡 | 17,198 |
| 見附市 | 11,306 |
| 村上市岩船郡 | 18,389 |
| 燕市西蒲原郡 | 24,526 |
| 糸魚川市 | 11,817 |
| 妙高市 | 8,906 |
| 五泉市東蒲原郡 | 17,028 |
| 阿賀野市 | 11,750 |
| 佐渡市 | 15,250 |
| 魚沼市 | 9,959 |
| 南魚沼市南魚沼郡 | 17,661 |
| 胎内市 | 8,098 |

# 雑　　報

**一般競争入札の実施について（公告）**

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第１項の規定により、新潟県立看護大学第１駐車場・北口玄関通路照明器具（LED灯）工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和３年12月10日

公立大学法人新潟県立看護大学　理事長　　小　泉　　美　佐　子

１　入札に付する事項

(1) 工事名

第１駐車場・北口玄関通路照明器具（LED灯）工事

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 工事期間

契約締結の日から令和４年３月31日まで

(4) 業務実施場所

新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学

２　入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

令和３年12月10日（金）から令和３年12月14日（火）まで（ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の各日の午前９時から午後５時まで。

(2) 交付場所

新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書による。

３　入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和３年12月22日（水）午前10時00分

(2) 場所
新潟県上越市新南町240番地
新潟県立看護大学　１階　第１会議室

４　入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(5) 令和２・３年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の電気工事に登録されており、格付けがＡランクまたはＢランクの者であること。
(6) 新潟県上越地域振興局、糸魚川地域振興局、柏崎地域振興局管内に本社があるものであり、事故発生時に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
(7) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

５　本件入札に係る参加資格の確認
本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
ア　提出期限
令和３年12月16日（木）午後５時まで
イ　提出場所
新潟県上越市新南町240番地
新潟県立看護大学総務課庶務係
ウ　提出方法
本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送とする。（郵送の場合は、書留に限る。）
(2) 参加資格の確認結果の通知
本件入札に係る参加資格の確認結果については上記書類提出者に対して令和３年12月20日（月）午後５時までにそれぞれ(1)イに掲げる場所において書面で通知する。（郵送を希望する場合は、申請時に申し出ること。）

６　入札者に求められる義務
５(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、３(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければいけない。

７　入札手続等
(1) 入札の方法
本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
(2) 入札書の名義
本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。
(3) 入札書の記載
ア　使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
イ　入札金額を積算した工事積算内訳書を入札書に添付すること。
ウ　入札書に記載する金額は、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ

た金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

８　開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は１回を限度とする。

９　落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が２以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) ８(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程第33条第１項第５号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程第16条第１項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11　入札保証金

免除とする。

12　契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程第42条第１号、第２号及び第３号に該当する場合は免除する。

13　その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア　競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア　契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ　契約の停止等

本契約に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ　その他詳細は、入札説明書による。

エ　契約の締結に際しては､｢暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）

オ　この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。